

岩手県告示第230号

県営住宅等条例施行規則（平成9年岩手県規則第65号）第13条第1項第7号の規定により、県営住宅等条例（平成9年岩手県条例第47号。以下「条例」という。）第15条（条例第25条第2項又は第27条第3項において準用する場合を含む。）の規定に基づく家賃の減免の額に係る知事が別に定める額を次のとおり定める。

平成30年3月20日

岩手県知事 達 増 拓 也

1 入居者が条例第24条第1項の規定により収入超過者と認定された場合

次の表の左欄に掲げる場合の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める額を公営住宅法施行令（昭和26年政令第240号）第8条第2項に規定する近傍同種の住宅の家賃の額として、同項に規定する方法により算出した額

入居する住戸の居室の数が2である場合	61,600円
入居する住戸の居室の数が3である場合	71,500円
入居する住戸の居室の数が4以上である場合又は入居する住戸が別に定める車いす使用者向け住戸である場合	77,400円

2 入居者が条例第24条第2項の規定により高額所得者と認定された場合

1の表の左欄に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める額